

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年十月四日奈良県指令建第九八一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月二十五日建第八七九九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字栗殿二四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字桜井六一三番地の一二

西辻幸子

一 許可番号

平成二十八年十月十二日奈良県指令建第九八一―一一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月二十六日建第八八〇〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字三輪六六一番二、六六二番、六六三番及び一四五九番並びに大字三輪元

松本方一三四番二の一部、一三五番、一三六番、一三七番二の一部、一四一番一及び

一四二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字栗殿一八番二三

松田幸久

一 許可番号

平成二十八年九月二十一日奈良県指令建第九八一―一〇五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月二十六日建第八八〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市尺土二五七番一、二五七番四、二五七番五、二五七番七及び二五七番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市都島区片町一―五―四

極東油業株式会社 代表取締役 小松 泰